

諮問庁：資源エネルギー庁長官

諮問日：平成29年10月10日（平成29年（行情）諮問第397号）

答申日：平成30年6月28日（平成30年度（行情）答申第144号）

事件名：「原発のヨウ素安定剤事前配布に関する文書」の開示決定に関する件
（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「原発のヨウ素安定剤事前配布に関する行政文書一切」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、以下の文書1ないし文書5（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 川内地域の緊急時対応

文書2 玄海地域の緊急時対応

文書3 泊地域の緊急時対応

文書4 高浜地域の緊急時対応

文書5 伊方地域の緊急時対応

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月8日付け20170403公開資第3号により資源エネルギー庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、審査請求人が請求する文書（決裁文書を含む。）の開示を求める。

2 審査請求の理由

法に定める決定期間を無視した挙げ句、審査請求人が請求していない文書を本件対象文書として特定した模様。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件開示請求に対し、処分庁は、文書1ないし文書5を本件対象文書として特定し、平成29年5月8日付けで、その全てを開示する原処分を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、各原子力発電所における安定ヨウ素剤の事前配布に係る記載のある文書1ないし文書5の5文書を本件対象文書として特定し、法5条各号に該当する不開示情報はないため、全部を開示する旨の決定を行った。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求書の審査請求趣旨では必ずしも明確ではないが、審査請求理由の記載等も含めて総合的に考慮すると、本件開示請求に対し処分庁が行った原処分について、開示請求者である審査請求人が、当該原処分を取り消し、改めて、原子力発電所における安定ヨウ素剤の事前配布に関する決裁文書を含めた請求対象文書を特定し、開示することを求めるものであると解される。

(2) 審査請求の理由

審査請求書の審査請求趣旨及び審査請求理由に記載された審査請求の理由は以下のとおり。

「審査請求人の求める文書（決裁文書含む）を開示せよ。」

「審査請求人の求めている文書を開示対象文書として特定した。」

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、処分庁が原処分において、審査請求人が開示を求めている文書を本件対象文書としているため、原処分を取り消し、改めて、本件対象文書以外の決裁文書を含めた原子力発電所における安定ヨウ素剤の事前配布に関する請求対象文書を特定し、開示することを求めていると解されるので、以下、原処分における本件対象文書の特定の妥当性について具体的に検討する。

原子力発電所における安定ヨウ素剤の事前配布の方針に関する事務は、内閣府設置法4条3項8号の規定により、内閣府が所掌し、各原子力発電所立地地域の地域防災計画の中に位置付けるものとしてその策定支援業務等を行っているものであり、資源エネルギー庁の所掌事務に属するものではない。

本件対象文書も、内閣府が作成したものであり、資源エネルギー庁は、執務の参考として内閣府から提供を受けて保有していたにすぎず、資源エネルギー庁では、本件対象文書以外には、決裁文書を含めて原子力発電所における安定ヨウ素剤の事前配布に関する文書は保有していない。

また、本件審査請求を受けて、念のため、改めて原子力発電所における安定ヨウ素剤の事前配布に関する文書の探索を行ったが、本件対象文書以外に該当する文書は見つからなかった。

したがって、本件開示請求に対して、本件対象文書を特定して行った原処分は妥当である。

なお、審査請求人は、本件審査請求書等において、処分庁が法の期限内に原処分を行わなかった旨を指摘しているが、原処分は法の期限内の平成29年5月8日付けで行われ、当該通知は同年7月10日に審査請求人に到達したことが確認されており、諮問庁の上記検討に何らの影響を与えるものではない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年6月12日 審議
- ④ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書5の5文書である。

審査請求人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法4条13号及び原子力災害特別措置法6条の2の規定に基づき、原子力災害対策指針を作成し、その指針において、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置に関する業務を実施することとされ、当該指針に基づき、安定ヨウ素剤の事前配布に係る方針等に関する業務についても、原子力規制委員会がこれを行っている。また、内閣府は、内閣府設置法4条3項14号の2、14号の2の2及び14号の2の3等の規定に基づき、原子力災害対策に係る地域防災計画の具体化及び充実化の支援に関する業務を行っており、原子力発電所立地地域における安定ヨウ素剤の事前配布に係る支援についても、内閣府がこれを行っている。

上記のとおり、原子力発電所立地地域における安定ヨウ素剤の事前配布は、資源エネルギー庁の所掌事務に属するものではない。

イ 本件対象文書は内閣府が作成したものであるが、当該事前配布を含む原子力災害対策に係る事務に関して内閣府と連携する可能性のある資源エネルギー庁の部署が執務の参考とするため、内閣府のウェブサイトには本件対象文書が掲載されている旨教示を受け、これをダウンロードし、取得したものである。

資源エネルギー庁は、本件対象文書以外には、原子力発電所立地地域における安定ヨウ素剤の事前配布に関する文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

ウ 本件審査請求を受けて、原子力災害対策に係る業務に関して内閣府

と連携する可能性のある資源エネルギー庁の部署において書架・書庫等の探索を改めて行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

- (2) 当審査会において、原子力規制委員会設置法、原子力災害特別措置法、及び内閣府設置法等の規定を確認したところ、その内容は上記(1)アの諮問庁の説明のとおりであった。

また、当審査会事務局職員をして内閣府のウェブサイトを確認させたところ、上記(1)イの諮問庁の説明のとおり、本件対象文書は内閣府のウェブサイトに掲載されていることが認められる。

こうしたことを踏まえれば、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、資源エネルギー庁において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

- 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

- 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、資源エネルギー庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久